

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聴来状留』

末 永 國 紀

本 村 希 代

上 野 山 学

奥 田 以 在

近江国内には、近江商人の主産地ともいうべき地域があった。八幡商人を生んだ現在の近江八幡市の周辺、高島商人の出身地である湖西高島町付近、日野商人は蒲生郡日野町の周囲から輩出し、湖東商人は神崎郡五個荘町を中心として愛知郡・犬上郡などからも出現している。この地域類型は、近江商人としての歴史への登場の順番である。八幡・高島商人が最も古く、江戸初期に姿を現している。

八幡商人にやや遅れて出てきた近江商人が、日野商人である。日野は、会津九二万石の領主となった蒲生氏郷の故郷であり、楽市令が敷かれ、商工業が栄えた。氏郷の伊勢松阪や会津への転封後も、蒲生氏と日野町民との関係は行商を通して密接であったが、寛永一年の蒲生家の断絶によって、日野は一時活況を失った。しかしそのことが逆に奮起をうながし、日野大当番仲間を結成して、地場産業の日野椀・売薬・帷子・小

間物をもって全国へ行商することが盛んになった。劣勢を逆用した日野商人は、元禄前後の好況の波に乗って商勢を伸ばした。

本稿で取り上げる『所々風聴来状留』を遺した矢尾喜兵衛家は、蒲生郡中在寺出身であり、日野商人に属する。日野商人の特徴の一つは、酒造業を営む者が多かったことである。大正から昭和初期にかけて編纂された『近江蒲生郡志』（大正十一年刊）・『近江神崎郡志稿』（昭和三年刊）・『近江愛知郡志』（昭和四年刊）の出店一覧表をもとに、この事実を確認しておこう。

酒造業を営む出店は、神崎郡の出店三七八のなかではわずかに七の一・九％であり、愛知郡の五二三の出店をみると一三の二・五％にすぎない。八幡商人の経営する酒造業は四〇の出店のうち五であり、一二・五％を占めている。ところが日野商人の二九六の出店では、酒造業は一三三であり、四五％に及んでいる。さらに、八幡商人と日野商人を合わせた一三八の酒造出店が、どの地域に分布しているかをみると、群馬二二、栃木二一、埼玉二一、茨城一五であり、北関東に五七

％が集中している。蒲生郡の酒造業は北海道から九州福岡まで分布しているが、北関東への出店が圧倒的に多かったことがわかる。

矢尾喜兵衛家が寛延二年に酒造店を開いたのは、武蔵国秩父郡大宮郷である。矢尾家は典型的な日野商人といえる。矢尾家の創業以来の純資産に関する詳細な推移と分析は、別稿に譲るが、趨勢は以下の通りである。寛延三年の二一四両からはじまって、一〇〇〇両に乗るのは宝暦九年、二〇〇〇両台は明和五年、三〇〇〇両台は寛政八年である。文化四年にはじまる四〇〇〇両台を経て、文政五年に五〇〇〇両台になると加速度的に蓄積は早まり、天保七年には九〇〇〇両台へと急上昇する。弘化二年には主家の矢野新右衛門家との間で資産を折半したため、四〇〇〇両台に半減したが、幕末にかけて資産は増加し続けた。文久二年には分割前の水準に回復し、慶応二年は一万三四六三両に上り、江戸時代のピークを形成した。以後明治期にかけ、慶応三年と明治二年の若干の減少を除いて、着実に資産は上昇していくのである。（矢尾家史料のう

ち、各期の店卸帳より)

ここで紹介する『所々風聴来状留』は、半横の形式の帳面であり、見開きに「文久元治以来、諸々文通日記大概」とある。矢尾家が慌しい幕末の社会情勢を把握するために、諸方から書簡の形で集めた風聞の要約であることが知られる。記録された事項の期間は、元治元年から明治九年までである。当時の矢尾家は、前述した純資産の動向からもわかるように、順調に営業を伸ばしていた時代である。矢尾家が社会情勢に敏感になり、全国的な情報を集めようとしたのは、当時の秩父地方にも幕末の情勢が様々な影響をもたらしていたからである。

矢尾家が出店を開いた武蔵国秩父郡大宮郷の領主は、譜代の忍藩松平家であった。忍藩、ならびに大宮郷からは明治維新の主導勢力は出ていないし、中央の動きからはるかに遠い地域であり、立場にあった。それでも、幕末の情勢変化の波はこの地方へも押し寄せてきたのである。天保一四年に受けた房総沿岸防備役の命とペリー来航を転機に、一層財政的苦境に立つように

なった忍藩は領内に対して、天保一四年、嘉永三年、

安政四年に御用金を課し、文久二年には高一〇〇石につき金五両の御用金を徴収した。さらに翌文久三年になると忍藩主は松平容保とともに京都警衛の命を受けたので、忍藩秩父領へ千六〇〇両の御用金を課した。

これを村々では他からの借用によって調達する始末であった。その上、元治元年一二月には天狗党の挙兵に對する出兵費用として忍藩領の鉢形領と秩父領に合計四〇〇〇両の御用金が命ぜられ、慶応年間の第一次・第二次の長州出兵や將軍家持の上洛等に際しても多大の出費となったので、慶応三年に鉢形領・秩父領へ三〇〇〇両の御用金が求められたのである。(以上、『秩父市誌』四三〇―一頁、昭和三七年刊)

度重なる御用金負担に加えて、秩父地方に経済的変動をもたらしたのは安政の開港であった。開港以後、秩父郡内の養蚕業は輸出生糸の生産に転換し、繭・生糸の価格は上昇に転じ、他方で秩父絹の生産は減少に向かった。文久二年には大宮郷に糸・繭買仲間が結成され、糸市が成立した。近郷の村にも次々に糸市が立

つようになつた。このことは、秩父地方の産業が、江戸時代初頭以来行われてきた国内向けの絹織物である秩父絹生産から、輸出用の生糸・繭の生産に転換したことを語るものであり、秩父地方に世界経済と直結した輸出産業が生じることになつたのである。〔秩父市誌〕四三三頁)

世界経済の動向から無縁でなくなつた秩父地方では、開港後の物価上昇による生活苦のため、慶応二年六月一三日に外秩父の名栗村を中心に武蔵国の養蚕・絹織物業を営む地域一帯を含む大規模な武州一揆が突発した。この一揆によって大宮郷の商家や横浜生糸輸出商は襲撃の対象となり、矢尾家も襲われて金品の被害を蒙つた。〔秩父市誌〕四四三―九頁)

以上は、秩父地方が受動的に巻き込まれた幕末から維新时期にかけての社会情勢に関する事柄であり、『所々風聴来状留』が書き留めている内容にはほぼ合致している。秩父地方有数の商家に成長し、目立った存在となつた矢尾家にとつて、いずれも経営判断のための情報把握に不可欠の事柄であつたことがわかる。

『所々風聴来状留』に記録された事柄の主な内容を要約して順に示すと、次の通りである。元治元年「禁門の変」・「天狗党の乱」・「佐久間象山斬奸状」・「長州征討」・「下仁田戦争」、慶応二年「生糸蚕種紙取締令」・「撰州兵庫廻船問屋高田屋九兵衛闕所」・「倉敷騒動」・「撰州一乱風聞控」、慶応三年一二月「王政復古後の京都市内外布告」、慶応四年「鳥羽伏見の戦い」・「上野戦争」・「横浜糸売込」、明治三年「普仏戦争と生糸相場」、明治五年「秩父の清酒・濁酒・醤油仲間」、明治六年「江州蒲生郡村々戸数」、明治七年「太政官布告」、明治九年「生糸相場」。

凡例

- ・原文に適宜読点、並列点を付した。
- ・常用漢字を原則とし、異体字・俗字・略字などはそれぞれの正字に改めた。なお江・而・尔・者・与・茂・ふはそのまま残したが、地名や人名に関するものなどはそのままにしたものもある。
- ・判読不能の文字は、字数の明らかなものは字数分を

□で示し、字数の不明なものは「」で示した。

・欠字・平出は一字あきとした。

・誤字・脱字・宛字などについては、適宜（ ）で傍注した。

・意味が通じにくいが原本のままとしたときは（ママ）、原本の文字に疑問があるときは（カ）をつけた。

・符丁は未解明であるが、そのまま記載した。

・二段に記載されているものは、原則として上段から下段へ移行する方法をとった。

〔表紙〕
甲元治元歳

所々風聴来状留

子六月吉日 「」

文久元治以来

諸々文通日記大概

諸方風日記

頃八元治元年甲子六月廿三日夜着込、手鍵等二て追々

両本願寺又者大仏等江出張有之、何事か相訳り兼候所、本四日朝二至り長州浪士七百人斗枚方宿迄参り候由、朝方者淀川八幡之下也、全ハ長州家老福原越後巻番手ハ八番手迄旗四流鉋鉄切火繩二て枚方江参り、何れハ着込、士分凡四百人斗外ハ同勢是実事也、右二付京都口々固メ、何れ茂切火繩着込、大筒小筒等二て竹田口・伏見口・西海道口江野陣、会津・小田原・郡山・彦根其外在京之諸家・一ツ橋様・加州侯^{出處}御所詰切、長州方凡弍百人斗昨廿七日朝嵯峨天龍寺江在宿、昨廿七日朝四つ時松山侯嵯峨道蚕之宮辺江出陣、凡四百人斗り士分弍百人、何れ茂本具足・切火繩・大旗差向、騎馬十騎今廿八日未対陣、会津之外伏見口出張、昨廿七日八つ時ハ出立、右二付一兩日以前ハ早馬二て諸方固場所ハ早打之行戻り^ひ夥鋪事二候、右ハ長州願之筋有之よし、兼て長州家ハ入洛不相成事ゆへ、洛外辺参り、何か引合之儀狼藉合戦等ハ有之間鋪候得ども、殊之外困り入申候

子七月八日写

同七月十九日

一長州様御屋敷江会津様御人数押寄せ、俄二大砲ヲウ
ちかけ、右二付相当於市中及争戦、十九日寅之刻御
所境町通り御門より火ノ手上リ、夫方夷川通迄焼払、
東西烏丸方麩屋町迄焼払、京洛中及大騒二大津迄立
退申候、此段不取敢御知らセ申上候

七月十九日未ノ剋火中相認メ、從京都早便廿五日
着

大津飛脚方江戸江文通写

然ハ京都昨十九日朝方大麥出来致シ、長州様屋敷方自
分ら焼払、中川宮様始メ御所内追々焼払、乍恐天皇様
二ハ叡山御立退二相成、洛中不残大戦乱軍二相成申候、
粟田様御領焼払、洛外迄焼失二相成申候、蹴上御固メ
方大砲打放シ詰メ、京都江通行不相成、伏見も同様、
昨朝方今以火慎リ不申、大坂も同様之よし、京都合手
なし相成候ハ、関東より罷下リ可申候、昨朝日方今々
以大砲之音打続メ、死人者山々数不知、中々紙筆難尽
候得とも不取敢御知らセ申上度如斯二御座候、昨十九

日方一円騒ケ敷相成、御所様并堂上方、東西六條殿、
上ハ一條、下二ハ七條迄、東ハ加茂川、西ハ堀川不残
焼払、ミつ井・大丸其外店々不残焼失致し候

七月廿一日出、七月廿五日写

頃ハ元治元甲子中夏ノ節、水戸浪士ト訳申て下野ノ国
大平山江大勢楯籠、夫々手分ケヲ致シ、武州・常州・
上州・野州辺之物持或者横浜糸交易杯致シ候者ヲ目懸
ケ押借等々歩行致し、有時高橋御領分江入込候所、右
高崎様方浪士へ及談判筋道相糺候所、浪士水戸ヲ申立、
中々手強者ニて夫々談じ之面、此度報国ヲ保ンジン為、
我等一手ヲ以横浜責伐之心組依諸国ノ糸交易致し候者
共、是迄多分之利潤貪居候事目前二候、仍而之穩固為
ノ恩金調達申付ルト之よし、右浪士高崎様へ打留置、
江戸表へ御窺二相成、夫方水戸家江御尋二相成候所、
全水戸家之浪士ニ無之よし、尤も水戸名目ニて諸方押
借等々徘徊致シ候義相違無之、水戸様先陣として、二
番手高崎其外前橋・伊勢崎・笠間・関宿・古河近国之
諸大名不残右大平山二楯籠居候浪士追討之御評定二相

成、高崎様も六月八日御出陣ニ相成候所、浪士筑葉山方へ引退、兵狼金銀多分用意致シ、人数凡四千人斗之よし、右高崎様野州下妻宿江陣ヲ取、双方白眼之対陣ニ相成、水戸殿先陣之所、其場ニ当リ更ニ二手出し無之故、二番手高崎勢及一戦、浪士敗北ニ相成候所、其夜浪士方高崎侯ノ先手陣所へ大砲ヲ打放シ、高崎勢大井ニ驚キ、一先本陣へ引取ニ致ス所、本陣兼用意有之事故、家来之者とハ不知逃来シヨ浪士と周章、直様大砲ヲ打放シ、御家来既二百人余リ討殺、其外怪我人手負凡百六拾人斗、誠残念成哉、実ニ此度之一戦面目無之次第、依而七月下旬之頃一先御帰陣ニ相成申候

是ハ筑葉山一件ニ付高崎侯斗之事

大坂方來狀之分

尚又長州分家外ニ潜水勢凡四五万人程、廿日明方兵庫表江海岸へ着船之よし、此段不取敢御知らせ申上候

七月廿六日写

当十九日早天、長州御屋鋪辺ニテ狼烟上リ、夫方洛中

散乱致し候所、毛利勢一番手天龍寺口ヲ押出し、越前様屋鋪へ取懸リ合戦相始り候所、長州勢及敗軍ニ、夫方ニ番手伏見方柳ノ馬場通境町御門へ押出シ、藤堂・彦根・松山・松代此四家之軍勢等相戦ひ、是又長勢敗軍之よし、川原町三條上ル長州屋敷内より火ヲ掛ケ立退キ候よし、鷹司殿者大砲ニテ焼失、此火勢追々広リ、丸太町境町辺方火勢益々盛ニシテ、火口數ヶ所飛ちリ、火中ニ於るテ諸大名方御固メ之人数方戦、長州勢大ニ敗軍致シ、人数散乱、追々引取候所、会津勢益々盛ニシテ、嵯峨・天龍寺辺迄押寄せ、畏分方口々角備、皆々大砲ニテ嵐山樹木迄焼立、長州勢八ツ半頃、天龍寺・天王山へ退申候、市中火勢騒ケ鋪、東ハ川原町迄焼仕候、下通りハ東伏見海道、西ハ七條迄、東本願寺焼失、西本願寺ハ不相分、二條ノ御城無事之よし、余ハ堀川辺迄一円ニ焼失仕候、漸々廿一日朝、諸方有増火鎮リ申上候、以上

尚大坂表御城辺市中とも諸大名追々繰出シ相成申候、皆々甲冑ヲ着シ、大砲拔身之鑓ニテ嚴重ニ御固メ、其上伏見表方下リ船不殘川崎ニテ御改メ有之、今朝も長

州家来^(マ)木^(マ)地^(マ)残党手負之者拾四五人船ニテ乗下り候所、

大川崎・桜ノ宮ニテ讀岐・高松侯御固メ、右船へ火ヲ

放し候所、船中兵士驚キ直様船中^(マ)より火ヲはなし、

双方ニテ取合有之、終ニ乗船之者共皆々水中江潜込、

又ハ船中ニテ切腹致し候者有之、追々騒立近在之者諸

道具持運ヒ大そふぞふニ御座候

七月廿八日京屋方諸方写ノ文面ヲ写トル也

伏見方来状之分

長州浪士京地御逗留之人數、昨十八日夕刻方俄ニ事變、

同夕子ノ刻頃迄山崎辺へ御引取ニ相見へ候所、夫方伏

見・藤ノ森辺へ御出被成候時分、大垣様御固メより鉄

炮・大筒・石火矢打懸、夫方合戦ニ相成候所、長州方

ハ鳥羽海道江引退ニ相成、合戦益々烈鋪相成候故、丑

ノ刻市中老若之男女逃去用意致へく旨被仰渡候ニ付、

家々町々何方も不知逃去申候、当地京橋長州様御屋鋪

ヲ彦根様焼払ニ被成候よし、近辺家々大半焼仕候

是ハ伏見飛屋方写也

会津様方御届ケ書写

長州藩人并ニ同所脱藩人共歎願筋有之、伏見其外所々

へ屯集罷在候者ども如何成暴発^(マ)も難測候ニ付、御警衛

筋敵鋪申付置候所、翌十九日晚七ツ半時頃、蛤御門固

場江賊徒烈しく及発炮ニ候ニ付、此方よりも大小炮為

打懸、肥後守義直様参内之上相伺天機守護罷在候所、

同所之接戦數刻ニ及候得とも退散不仕、又々賊徒中立

壳御門より潜ニ唐御門前日野殿屋敷内方門ヲ開キ打懸

候ニ付、此方よりも敵鋪打立候得とも、數刻之廻合ニ

て玉葉打尽候ニ付、手詰メ之接戦惣鏖打込五六人打斃

賊徒辟易敗走ニ及、其虚ニ乘シ^(マ)ニ之見薩州勢入替り、

尚又烈しく打廻リニ付、賊徒忽大潰ニ及、然処御所内

炮声頻ニ相轟、飛玉者散乱ニ付、堂上方周章御立退声

触廻り、形勢万一も騒擾之際、御迂幸^(マ)等有之候て者一

大事ニ付、主上御動揺不被遊候様玉届奉守護、御御鎮

静方粉骨差配り候内、堺御門内高司殿屋敷方賊徒頻ニ

発炮ニ付、手勢共彦根・薩州之三家之人數死力ヲ奮ひ

大炮打懸焼討候ニ付、賊徒敗走ニ及、然ル処同所方九

條殿江延焼、夫方洛中一円火焰と相成、所々乱入之賊

徒皆々及敗走、残少々討取捕擲、先以洛中者鎮靜二及候、扱又翌廿日晚、残党追討として山崎表天王山江手

勢并彦根・桑名・郡山四家之人數差向、天龍^(守勢)刃者薩州・

松山・若州・小田原・膳所之人數近発之手配り相定、

翌廿一日晩、諸手一同発向之處、已之刻頃合戦相始

メ、新徴組之者とも先手二進ミ本ノマ、出段之麓取

敷候所、賊徒山上^方発^燒及候二付、敵鋪打合、数刻廻

合二及、賊徒不叶と覚悟ヲ致し候哉、絶頂陣営江火ヲ

放し候二付、尚又攻登賊営攻抜候得ども、賊徒凡弍十

人余割腹、枕ヲ并打伏罷在、中ニハ燒死之者も相見、

右者何れも步卒体ニ無之、将長とも覚鋪人体ニ候、右

之通賊徒害人も不残^レ弘攘二及、跡々取締仕置申付、翌

廿二日昼四ツ半時頃、^双二人數凱陣仕候、但シ天王山接

戦筋者死傷之者害人も無御座、御所内合戦之節手勢死

傷別紙之通二御座候

右之通以懸飛申越候間、不取敢御届申上候

松平肥後守家来

手負 士分十弍人

討死 士分七人也

以下下人

以下四人 足輕八人

足輕三人 小者三人

小者六人 廿四人

同十八人即死

二人廿日、廿一日両死ス

戸田采女正家来へ

室塔寺警衛被仰付候処、右者被成御免山崎御固被仰付

候間、被得其意早々人數差出し嚴重御警衛可仕候、松

平隠岐守江同様被仰候間可申合、尤も在京大目付御目

付江可被承合候

七月

大垣様方京都にて夫々江差出候御届ケ書写

采女正伏見街道室塔寺前にて御警衛之處、此頃形勢二

て日夜伏見表夫々江物見之者并附添之者差出シ置申候、

然処去ル十八日夜九ツ時、右見物之者より長州藩伏見

屋鋪にて勢揃致し、五六百人程騎馬も六七人有之、山

崎表へ行軍之体候所、俄ニ引通し、夫々伏見街道江向

候様子之趣物見之物追々罷帰リ申聞候ニ付、直様手配
 リ致し候処、急ニ見張番所前江騎馬ニテ忒人罷越、長
 州藩罷通り候旨申聞候付、相通し不申旨申答候処、立
 戻ルヤ否多人數押懸候間、大小炮ヲ以相防、向方も
 大小炮烈鋪打出し、七ツ時頃及戦争候所、終打崩シ
 致散乱候、向方怪我人も多分有之候得とも連帰リ候様
 子御座候、此方江打捕物左之通りニ御座候

一首 九級

内忒人者新見彈藏申者ヲ打取、忒人者福原越後家臣
 之札有之

一酸漿紋付 忒張 十匁玉 四丁
 紫絹幕 忒 短筒 忒丁
 同布張 忒 刀 五本
 籠手 三 脇差 九本
 胴 三 鑓 十忒本
 腹当 忒 六角棒 三本
 棹楯 忒 鉢金 三
 袖 忒 鉄頭巾 忒

類当 忒 まんぢう 忒

鉄炮 九丁 着込 忒領

内ゲヘル 三丁

一陣笠 忒 一皮笠 九蓋

一巾 一蓋 長州之貢と認有之

一張笠 五蓋 一挑灯(トウチ) 四拾張

一鞭 忒本 同腰差 十六

一鉄扇 忒本 弓張 八ツ

一指物 忒本 高張 十六

忒本誅賊報国と認有之

但シ挑灯之内一●●紋付六張カタハミクキ有

一含灯提灯(ツツ) 忒

早繩 忒筋

胴服 七

雜具 色々

右之通り御座候、此方手ニテ足輕兩人薄手負、此段御
 届申上候

戸田采女正家来吉甚平

伏見街道ニ相固罷在候私人數、当月廿日伏見方山崎八

幡江時宜見斗、追々罷出候様一橋中納言殿御砂太有之趣二て、松平肥後守殿御達し二付、即夕繰出し先伏見へ探索仕候処、別義無之様子二付追々相進メ、翌廿一日朝狐川渡辺出張罷候処、松平大膳太夫家来退散致し候間、人数引上候様御達有之候二付、同日伏見街道同処引上候旨出張之家来共申越、此段御届ケ申上候

七月廿五日 戸田采女正

京都之砂太

長州藩士等頃日兵器ヲ携出張之由不穩候、元来於長州二者殊二勤有之志情深厚之処、右様之次第甚齟齬致候間、天龍寺其外へ罷出候事、冬二早々帰国セシメ、福原越後義小人数二て伏見表滞在、出願之義者穩二其筋可申出、重々之御砂太謹慎二相待候様可有説得旨御砂駄之事

右永井主水正伏見へ持參之よし

過剋者芳意被仰聞候趣委曲奉仰、其旨旅宿江引取役方之者共江も熟談仕候処、執生も山崎二罷有候者始メ得と申諭候上二無御座候てハ何分申兼、衆義相加へ追々

申上候様仕度奉存候、此段不惡御聞濟之程奉懇願候

七月四日

福原越後

右大目付江御請書之よし

一橋中納言

此頃輦轂之下彼是不穩二付、御衛惣督之辺ヲ以諸事御任セ被遊候間、専勵精奉安叡慮候様可有所置被仰出候

松代藩佐久間修理

此者元来納得学ヲ唱へ、交易開港之説ヲ主張し、操機之方へ立入、国是誤推大罪難捨置候処、剩奸賊会津・彦根二藩と同じ中川ノ宮と事ヲ謀り、恐多も九重御動座彦根城江奉移候儀ヲ企、昨今頻二其機會窺候、大逆賊無道不可容天地国賊二付、即今於三条木屋町加天誅畢、但し斬首可掛梟首之処白昼不能其儀之者也

元治元年七月十一日

皇国忠義士

七月晦日和泉守殿御渡し書付写

七月廿三日

大目付御目付へ

松平阿波守

松平修理大夫

松平美濃守

松平右近將監

松平三河守

伊達遠江守

松平相模守

松平肥前守

細川越中守

板倉阿波守

有馬中務太輔

小笠原大膳大夫

松平備前守

奥平大膳大夫

松平出羽守

阿部主計頭

松平隱岐守

脇坂淡路守

立花飛騨守

龜井隱岐守

松平安芸守

松平大膳大夫義兼禁入京之所、倍臣福原越後ヲ以銘々

歎願ニ託し、其実強訴、国司信濃・益田右工門介等追々

差出候処、以寛大仁恕雖扱之、更ニ無悔悟、意言ヲ左

右ニ寄不容易意趣ヲ含、既ニ自分兵端ヲ開、对禁闕発

炮候条其罪不軽、加之父子黒印之軍令條授国司信濃由、

全軍法顕然ニ候、旁々防長ニ押寄、速ニ追討可有之事

右之通從御所^ヲ被 仰出ニ付、御追討有之候間、速ニ

軍勢国許江相揃置、差図相待可被申候、尤も從彼妄動

致し候ハ、不差図待口々^ヲ撃入誅滅可被致候

七月廿六日和泉守殿御渡し

大目付御目付へ

松平大膳大夫家来福原越後、多人数兵器ヲ携押し上京

御所へ乱入、其上炮発及乱妨候次第、不恐 天朝所業

不届キ至極ニ付、在京之面々居ル誅伐之程被 仰出候、

就而者殘党之者何れ江潜伏可被在候推斗、銘々領内等

篤与遂探索、怪數体之者も有之候ハ、急度誅伐可被

致候、右之通万石以上面々江可被相達候

七月

京都町触之写

一此度長州人恐多くも自分兵端ヲ開、犯 禁闕、不容

易騒動ニ相成、諸人之難義不一方候所、殘賊追々召

捕取鎮慎ニ相成候間、立去者安穩帰往可致候、猶亦

妄ニ焼払候杯浮説ヲ唱へ候輩も有之候哉候得とも、
右様之義決而無之候間、銘々職分業ヲ勉メ、立除キ

申間敷事

元米長州藩人名ヲ勤王ニ託シ、種々手段ヲ設ケ、人
心ヲ惑タル故、信用致し居候者も有候得とも、禁
闕ニ発炮逆罪明白ニ付、追討被仰候、若も信用改り
候ものも前非悔ひ、改心候もの者御宥免可相成候間
可申出候、且潜伏落人等見当り候者者早速ニ申出候
ハ、御褒美可被下候、若隠し置他より顕れ候ハ、
朝敵同罪可為事

元治（年號カ）元七月

右之通洛外へ早々ニ可触申候

右之書付京三条高札江場へも御張り相成噂ニ御座候

一大坂長州屋敷者打潰し候よし御座候、米三万表余有

之候よし

一郡山様少々不出来之沙太にて、山崎之御固場メ所小

田原義与同様替々相成候よし

一長州落武者大坂・兵庫迄之処、荒増し討取搦捕候間、

残ハ何れも有之候哉、半逆此度討生捕共大凡牢人
位之事ニ候よし

一筑葉山立籠之内百人余り水戸江罷越、上町之内旅籠
屋和泉町壺丁目いせ屋彦六と申者方止宿之処、同所
御人数俄ニ押寄、過半打取之よし、去廿五日之事ニ
有之趣風聞有之申候、其外も所々散在有之歟、筑葉
山之方者至而小人数ニ相成よし、又一組人数者何人
斗ニ候哉与土浦領之内へ通り掛り候処、土屋様御人
数被出候て、是も七八分打取候所、金子式万両余荷
物ニ致し持参之よし御取上相成申候

一長州様屋敷ニ金子五万両・米式万表有之御取上二相
成申候、其外三谷三九郎為替方江七万両預有之よし
御届ケ有之趣ニ候、此外も此程ハ弥事多く有之也、
筆紙難尽申候

上方来状之文

去ル亥年天子八幡へ御幸之砌、將軍家病氣ニ付御供奉
無之、依而異国退治之御刀一橋へ御渡し候処、御遠慮
御辞退ニ付、長州侯へ御渡し、則異国退治之勅命被仰

付、尤も御綸旨者未タ、扱其後追々公武御評定種々變化之中、最初長州へ深ク御心入之中川之宮其外曆々三公之方、如何成御事二候哉、内々御心替り、就而者御普代之存念勢ひ強ク相成、異国退治愈々延引、諸色高直国土難渋ヲ見ル不忍、長州方度々天朝へ御催促申上候得共、既ニ公儀より御疑心差起り、且麥心之中川ノ宮始メ外曆々方中間ニテ天奏ヲ隔テ、愈々長州之存意不達候故、必死ヲ極メ、直奏ヲ願出候得とも、守護之大名不差許、加賀侯之御引受ニテ漸々奏聞ニ相成、則十八日迄ニ勅答可之有筈之処、矢張異国退治勅許無之旨ニ御評義相定り、則其段長州へ御答へ有之候てハ、最早此度者長州も只ハ引取申間鋪ヲ察し、却而此方先発長州ヲ打取可申之内評定一決、此日即十八日朝、夫々密々内謀之支度手配り、其段同夜初夜頃長州へ内通有之、夫方大井二憤発、嵯峨・山崎両所ル起り立、先ツ伏見自分屋鋪ヲ焼払置、夫方所々固メ打破り、京中川其外麥心衆之家鋪ヲ目懸ケ一散二押寄、此道筋藤ノ森ニテ大戦ひ、打死多分、京四家ハ乱入、だ、し守護之大名内謀手配り行届キ兼、未タ手薄之処、必死之

乱入、忽チ打破り、大半相濟候処へ先ニ敗走之注進ニ依而、諸家兼而内謀用意中、直ニ大勢打寄セ大戦ひ、元来長州存外小勢、漸総勢三百五六拾人、四百不滿、敗北四方へ逃散り、官軍ハ追々相崇ミ、但し最初方大坂へ長州勢數万着船之風聞ニ付、此度乱軍中も長州勢三千人方少し事ハ有之間鋪、必定平生京洛市中人気長州ニ泥ミ居候事故、市中所々或者寺中等へ潜居候哉之疑心ニテ、順風ニ任セ大筒ヲ以所々へ火ヲ放チ、長州勢ヲ追打之手段ニ候処、元来小勢之長州何処ともなく逃失セ、全ク市中焼損之よし、大寺者仏光寺・東本願寺焼失、凡洛中八部之焼、細川・鍋嶋・備前・因州・土州此五侯者一切手出し無之、加州侯十八日乱軍中江州堅多迄引取、但し内々天子御供奉共申唱へ候、禁中諸殿一切御無難、都而都鄙人江平均之風聞ニテ、正真之処ハ中々相訳り不申候、抑昨年来方如何成事ニ候哉、京洛市中人気小共ニ至迄長州侯難有思ひ、一向二心ヲ寄セ候様子ニテ、折々京都商人田舎へ廻り候、夜嘶し二も只々長州ヲ誉ル斗り候、如何成事ニ候哉難斗候

今盤浪士十一月十五日夜上州下仁田泊り、其節高崎様御同所追欠參り候処、浪士方下仁多方泊り伏勢、右二付下仁田最寄之者高崎様申上候故、俄二道筋行違ひ梅津峠申閑道村へ懸り、下仁多村上江小坂むらと申処十六日朝焼払、御陣所ヲかまへ、浪士方者小坂村手前へ陣取、夫ら互二進ミ合戦相始り、浪士謀略ヲ以高崎侯の旗數十本アテ竿置扣させ、愈々相應進ミ互二大筒小筒放ち候処、高崎侯大キニ散乱、何方共不知ちりく爾相成、夫ら散乱之者浪士謀略、高崎侯ノ旗印翻候処、高崎侯周障浪士之陣所潰來、爰ぞ打留与浪士至死二て戦ひ高崎大敗、軍中ニハ生捕之者も三四人有、其者共段々詮義二及候之所、高崎侯肝邪ニて折ヲ見合、焼打手段ニ白伏致し、中ニハ浪士方へ紛行者も有之、咄人ハ切腹致し咄人ハなふりころしニ相成よし、漸々咄時斗之内合戦引取ニ相成よし、此時高崎勢死人凡式百人斗、浪士八人斗、外ニ怪我人多分之多し

水府浪士通行

頃ハ元治元甲子十一月十四日午之刻町方当着、扱先は

軍正白井織部等申人、下着ハ白綸子小袖式ツ、上着黒羽二重御紋付、同黄麻割羽織、小倉馬乗袴着用、此仁馬継立等万事差略被致候

第壹之備

龍之幡一流発当節之尤文字鑄付有之候、大炮式挺、持筒三拾挺、槍弓等銘々携、此手大将甲冑騎馬、腰之銃ニ采配納、黄羅紗陣羽折着用、馬印金瓢たん、猩々緋一段葉蕉、此勢凡百人余

第貳之備

魁之幡一流、同大炮式挺、前同様之有様、馬印金三カイ笠二猩々緋一段ばれん、此勢凡百人余

第參之備

赤心幡一流、大筒式抱、前同様之繰出し、此手大将者藤田小四郎、紺糸緘し鎧、金鍬六十四間の筋兜背おひ、黒天鷲絨三ツ星二一字ヲ縫紋之陣羽織着用、腰之銃ニ采配ヲおさめ、威ヲ含乗込來ル、尤馬印ハ金両傘猩々緋短尺十八枚付たるを以押立、三ツ星二一字之吹なかし一流、幡押之頭金中玉付、殊ニ花ヤカシイナル出立ニ御座候、此勢凡百五拾人余

第四之備

報国幡一流、大筒式挺、前同様之繰出し、尤大将之有様ハ金小実卯之花緘之鎧、上ハ海老色羅紗之陣羽織着用、筋兜是ハ家来ニ持たを繁銅之弓を携、箭ハ森之如し背肩、采配ハ腰之鈚ニおさめ、馬印猩々緋三本葉蕉、猩々緋一段ばれん、此勢凡百弍拾人余

第五之備

攘夷幡一流、大筒式挺、前同様之繰出し、大将武田伊賀守忼武田小三郎、入道耕雲齊紺緘しの腹巻、猩々緋之陣羽織着用、白熊毛之采配ハ腰之鈚ニ括メ、馬印緋之豆太鼓、猩々緋之三段ばれん、此勢凡百人余

第六之備

尊攘之幡一流、大筒三挺、前同様之繰出し、大将伊賀守出立ハ白綸子之小袖式ツ、上ハ黒御紋付、同紫羅紗之陣羽織着用、腰ノ鈚ニ金采配おさめ、紺緞子小袴、尤下ニハ着込着用、金腹綸之鎧重、二重葺之泥金象眼之あぶみ、誠ニ美を尽し候、乗馬之尻ヘニハ青ヒツ金御紋付なめし皮のふくりんを掛候、具足櫃ヲ背負候故、白井様ニ相尋候処、右之品ハ武田家之重器、七曜星之

軍配ニ、星正之兜ニ、金武田菱之紋付たる緋緘之鎧、

是ハ先祖武田信玄公戰場往來之砌諸用被致候天下之珍器ト承り候、見る人目を驚かさぬものハ独もなし、馬印猩々緋三本、葉蕉へらは青竹羅紗、金武田菱猩々緋二段ばれん、引統ニ田丸稻之右衛門少々怪我致候もの駕ニ乗、刀之鞘熊之葺ナケ鞘、尤鎧ハ、かけふ之外へ見江候、此人者源列公之御位牌を背肩候故、御本陣ト相唱、前後嚴重ニ相固メ、田丸馬印金之大玉、但し三尺丸位、猩々緋二段ばれん、三ツ鱗大旗一流押立、此勢凡弍百人余

第七之備

天幡一流、前同様之備繰出し、大将国分新太郎御紋付小袖、黒天鷲絨、九曜星之縫紋之陣羽織着用采配、毛之馬朱鞍置、藤なしろ具足櫃を背負せ馬之尻ニ付、九曜紋付タル大吹流シ立、馬印釜御幣猩々緋一段ばれん、此勢凡百五十人余、醒護而整、暫時休足中御使番馬ニ乗、人足割込整候得ハ、鉤の打木ニ而身ツクロイ致、式度打木ニ而順達ニ繰出しニ相成候、扱騎馬武士弍百人余、大炮十五挺、総勢合テ千人余、誠ニ見る人眼を

驚さぬもの独もなし、尤も当所出立ハ七ツ後ニ立ニ御座候

元治元甲子年十一月十六日払暁、上州甘楽郡下仁田町

二而 松平右京亮侯御家来浮浪之徒与合戦、御同家御

人数討死之銘々左二

一番手大将 堤金之丞

浅井新六

最上主鈴

大島順次郎

松下善八

十五才 本木登之助

十八才 深井助太良

小泉又二郎

吉田友七郎

近藤江平

二木助五郎

十三才 同千代之助

高月鎗三良

辞世――

隔つれハ敵と味方ニ武士の死出の

山路ハとひとつとわれつ

寛閑助

内藤義八

是迄目見以上

但此人ハ山名村住人真庭念流門人也

醫師 下條元理

是ヨリ以下

渡辺源之助

国友辰之助

内山金之助

反町理喜蔵

関根栄次郎

高橋栄七

掃陣之上死去 松田順市

同断 和田吉太郎

手負之もの拾七八人

歩人 高崎田町宿屋主

竹内喜平次

斎藤鏡右衛門

深田弥平次

川野岩之助

田上繁蔵

落合伝助

富屋定七

豊岡村壺人

赤阪村壺人

今原村壺人

右之内歩人三人富定都合七人生捕、士分ハ切腹、歩四(ハ脱シ)人ハ打首ニ致し候、誠ニ以(ハマヤシ)とえれの次第也

長州家領国制札防長兩國大守

萩宰相事神國之掟ヲ守、一天之君を守護仕、犬羊尔等しき外夷を払、皇國(ミ)を清めんと欲、是を拒ミ、我領へ軍馬を向候もの有之二おゐてハ、幕府之上使たりとも即時ニ打捨、一人も生而帰し申間敷候、依而制札如件

月日

奉行

吉川駿河守

毛利筑前守

穴戸美濃守

町触

但しセ語掛名主共

近年海岸防御之御手厳、并御本丸西御丸其度ニ御普請、其うへ去ル亥年已来兩度御上洛之外御幸難算、御用途相統折柄、尚亦今般御進発ニ付而ハ莫大之御入用高ニ付、御融通之為江坂并御料所百姓町人之内身分相應之者且諸寺院等ニ至迄、御用金被付仰旨、御府内町人共之儀、御城下安住渡世相統格別之御国恩ヲ蒙り候儀ニ付、其身ハ家業之余沢ヲ以安樂ニ暮し居候逆、聊之御奉公筋ヲも不相勤メ、徒ニ打過候ハ無勿体儀ニ有之、是迄トハ誤違ひ、此度ハ実以不容易御入用筋ニ夫々分限ニ応し御用相勤メ可申旨、末々も能々地主者勿論地借(シ)とも有除有之候者者、申立次第名前取調相弁抽取調、成丈金高相進候様可然候

浪士上州下仁田方

閑道を上方筋へ立越候風聞書

一上州甘楽郡下仁田と下小坂之間之松平右京様一戦十一月十六日、同十七日同所発足、信州野沢越と申也、

行越野沢町ニテ為路用金高七八百兩程才覚、夫（ハ）仙道罷出、同廿日夜和田宿止宿之処、浪士追々上方筋（ハ）へ趣候義、諸侯様へ注進ニテ、松平丹波様・す八因幡様和田峠樋橋村迄御出張之処、浪土方勢強、是悲（マ）共通戰之存念ニテ無余義御両家様御一戰之処、浪土方三番手之大将と歎申事今弁慶と申、其外十七八人打死仕候由、御両家様方者漸々四五人斗打死之由、夫（ハ）木曾路罷上り可申存念之処、尾州侯様（ハ）強御差図二付、下四ツ谷と申処（ハ）飯田路道へ廻り候而も、橋場・妻籠へ出、夫（ハ）中仙道筋美濃路へ相懸、中仙道上京之心組二候処、大垣様・彦根様赤坂宿一番手令御備、摺針峠迄二番手迄御堅被遊候、御威光二恐れ、太田宿（ハ）閑道（ハ）ヲ岐阜越、越前路通戰之処、加州様（ハ）御堅、其跡（ハ）井伊様（ハ）追々御人数御繰出し、終二挾打ニ可相成処、加州様之御計略ニテ不残加州侯様へ落入候由、当春二至右浪士頭取之もの、井伊様・若州様御両侯ニテ三百七拾余御打果候由、残浪之もの百拾余人、外浪士軍道具一切浪士共加州様（ハ）江戸表御召有之下り候由、右風聞書書写

御代官松村忠四郎様御役所より借用写

一生糸并蚕種紙御取締改方二付、取斗方何書
一生糸并二蚕種紙御取締改所御取定、口糸冥加永取立方等之儀、御触（ハ）ヲ被仰渡之趣（ハ）ヲ以取斗方左ニ奉伺候一私支配所武蔵之国内、入間・比企・高麗・大里・幡羅・横見・新座郡村々并二最寄小給所・寺社領村々之内之者、生糸生産之場所所有之候得共、素より農間片手業之儀二付、大数之産出無之、蚕時節二者所々（ハ）仲買商参入込買取参候儀ニテ、右仲買共（ハ）猶一纏二買集、荷造之上為登、亦者外国行等可取斗程之物者無少候処、近年糸類相場格外相進、潤益不少候二付、追々蚕業盛二取行、入間・比企・高麗・大里・幡羅郡辺、糸類生産多可相成勢二有之候間、改所之儀者入間郡所澤村并比企郡増尾村、金田貞之助知行同郡大塚村、両村之内并利宣キ場所江沓（ハ）所取建可申、右村々之儀者最寄在之、右産業茂多々運送順路二付、先試（ハ）之為兩所役人供宅内等見立改所二申附置、改之品有之節二手附手代差出、種紙改方茂兼而為取扱候様可仕候哉

一 右改方手続之儀、改所ニ於而惣而荷延者公義より御渡ニ相成候焼印相渡、外国行之分者格別ニ御渡之小焼印ヲ打添、糸荷括目え手厚之紙ニ而封ヲ致し為差出、改之御印を押、御料私領国所之印茂附御積、尤改濟之分右貫數書付ニ而相渡置、追而荷造相成、焼印相渡候而茂手數料式重不相成様取斗、御料より生産之品小括ニ而改濟之上、私領え持越荷造致し候分者、於役場御代官渡之改印相渡候節手數料者別領不取立、私領改濟之分御料ニ而荷造致し候節茂同様取扱、且小括リ改濟荷造之上、外国行与定候儀茂有之候ハ、改印相渡候場所ニ於て口糸不足之分取立候積、兼而最寄役場等え茂懸合置、不都合無之様取斗、右生糸小括江厚紙ヲ以中結為致、右江改印致候様相心得可申哉、尤荷造ニ致為登、并ニ外国行取斗候分者前書之被仰渡候通り、荷筵え焼印仕候ニ付而者右大小焼印代供式通、并ニ糸之玉每改印茂御国内遣、外国行モ式通宛々御渡被下候様仕度奉存候

一 諸家領分江御貸渡相成改焼印、最寄御代官ニ於而員數取調可申立旨被仰渡候処、右領分改所之儀者何方

え何ヶ所取立候哉難決、且郡之内ニモ同役支配所領分入会、右之取調方式重ニ相成候而者不都合ニ付、諸家より改ヶ所取極申上候儀ニ而奉存候間、其節御取調ニ御座候様仕度奉存候

一 右糸生産元方支配ニおゐて御料者勿論最寄小給所・寺社領之分共可相改旨御触面之処、改所最寄之次第ニ寄、他支配亦者諸家御預所領分之内、右改所え差出し候方弁利之村々有之、改請度旨申立候ハ、改同様相心得、右之内元方御料之分御支配所同様取扱、万石以上領分之者小給所・寺社領之分同様相心得、取立候口糸之内五分通り追而引渡候様可仕候哉

一 諸家領分之内江取建ニ相成候改所え最寄御料・私領・他領・小給所・寺社領之内、右改所江差出し方弁利之村々諸家ニおゐて、改方之儀茂前ヶ条ニ順し取斗有之候様仕度奉存候

一 改所ニおゐて改請候生糸玉毎中結又者小札等江其支配領国郡村名書付致取引候様兼而申示置、譬者商人共在々ヲ廻リ買集參リ改請、右生産之元方ヲ仕訳致シ帳面え記し、改請候もの名印為致置、口糸之儀者

都而改請、買方之者^ら被仰渡之趣を以御国遣之分者生糸壹貫目ニ付拾五匁、外国行之分者壹貫目三十匁之当ヲ以其時々相庭代金ニ而取立候様仕、小給所・寺社領之分其諸入費として取立方之内五分引去、五分者地頭江右代金ニ而引渡、諸家領分之儀者都而御料之振合ヲ以相渡、手数料茂所務致し、右取立高之内拾分一匁加ト而最寄御代官江取立候様相心得可申哉

一 右糸改印之儀御国内遣^ら外国行ニ而口糸取立方差別有之、改印一樣ニ而者自然紛鋪取斗モ出来、不取締之基ニ付、御国内遣者墨肉外国行者朱肉ニ而改印致し候様可仕ト奉存候

一 生糸改方ニ付糸荷等都而引請為取纏候肝煎之茂の申付方之儀者、私支配所并ニ最寄小給所・寺社領等之内^ら其筋切者之もの篤ト人物相撰、名前取調、追而申上候様可仕旨奉存候

一 蚕種紙之儀下総国結城町・信州・上州・奥州辺ヨリ年々商人持参之分買請、亦者時節ニ向最寄市町ニ而買取候分も有之候趣ニ而、種仕付候もの先者無少候

得とも、中二者少々宛試仕立候ものも有之趣ニ付、都而元紙之儀者今般御達御座候肝煎之者供より買取、種仕付候様申示候積、且外国行ニ取斗候分え相用ヒ候改印代リ之分共式通、元紙改印式通り共御渡し御座候様仕度奉存候

一 蚕種紙取扱方之儀者被仰渡之趣ヲ以肝煎之者共元紙買集、最寄御代官^とえ差出し、公義^と御渡相成候改印ヲ請、製作人共江分配致し、製作人国所名前相記、製作出来之上枚数ニ応し而数入用見込、元紙元代ニ一割ヲ掛紙代取立、一割之内三分冥加ト而上納、七分者肝煎之者共江直ニ相渡し、外国行之種仕付候所、猶御代官江差出改印ヲ請、右之分別段領ハ手数モ有、殊ニ生糸ニ不相成品ニ付元紙者壹枚ニ付永百文冥加上納、右取立高之内五厘通り者肝煎之者とも為手当下ケ渡候積、右種紙改請ト而持参之肝煎名印申付、右名印目当ニ改印ト致し候様仕度奉存候

一 右種紙製作出来之上肝煎之者共^ら冥加永取立候上者、是迄之通り製作人共^ら仲買商人亦者蚕養立候者共勝手次第為買取候間、可然儀ニ御座候哉

一前條蚕種紙肝煎之者共元紙買集、最寄御代官江差出

シ公義(マヤ)より御渡ニ相成候改印ヲ請、製作人共江分配致し候儀当年者旬季渡ニ付候見合、種仕付候分製作人共国所名前為相記、此者共者仲買商人共改所江持參、公義(マヤ)ハ御渡之改印ヲ請候上、製作人共元紙買入代金永卷貫ニ付永三拾文宛枚數ニ応シ手数入用取立者、尤外国行種紙之義者前文被仰出之通り相心得取斗候様可仕候、蚕時節ニ至リ候而者養立候村々江仲買商人共入込、繭ニ而買取、又者養立候者ハモ繭之俣最寄市場へ揃出致し、其市場商人一纏ニ買集荷造之上為登、且外国行ニ取斗候場所モ有之哉承知仕、右繭荷物持送り節者生糸改方トモ訳違、御触面ニも無御座候間、兼而取斗振御達し御座候様仕度奉存候間、生産生糸其外改相濟候分口々□仕訳書取調、年々六月十二月兩度御勘定所江差出し候様可仕候

一右生糸種紙改方ニ付、筆・墨・紙其外改所諸入用人足雇賃等者、其時々付立リ以口糸代取立候内ハ御入用ニ相立候様仕度、且手附・手代・出役入用肝煎之者手当方其外御入用立方之儀者、追而取調相窺候様

可仕奉存候

右之通り取斗方奉窺候、尤も新規之御仕法ニ付前以見込ハ付兼候間、先ツ御触被仰渡之趣ヲ以手始之儀故、改方凡之手続簡易ニ勘弁取調申上候義ニ付、改方取掛リ篤与相試候上、得失モ有之候ハ、其模様ニ応し、猶追々見込相伺候様可仕候、無程時節差掛リ候儀ニ付急速御下知ニ御座候様仕度奉存候、依之奉窺候以上

慶応二丙寅年三月

松村忠四郎印

御勘定所

右書四月十五日ニ写置也

一当所五月朔日、市関東郡代御取締岩鼻役人様初而御出張有之候、但し上隣店松屋卯助方ニテ旅宿也、弥々前書之通蚕種・生糸之類上納御取定ニ相成申候

一頃者慶応二年五月七日、摂州兵庫表廻船問屋高田屋九兵衛与申者、旧来有徳ニ暮し罷在候処、此度長州家ヨリ被頼、米穀・麦・大豆・水油等多分買入所持致候処、此節大身物持之者夫々御取調ニ付、御ふ書

相立候内、是迄内ニ而異国交易專一二致候事露見ニ
及候ニ付、家内不殘御召捕ニ相成、敵敷御吟味被仰
付之処、委細及白状ニ、夫々御役人衆立入、其品物
御取調ニ相成候、品左之通り

右高田屋九兵衛持高覺

一住居向間口 五拾七軒

但し持高八万五千三百石也

一同奥行 貳百七拾間

一土蔵 貳百八拾ヶ所

一唐物蔵 七拾ヶ所

一家内人数 千六百人

一有米高 三百九億（九億）三百石余

一麦・大豆 拾三万九千八百石

一水油 五千八百樽

一古金 五万八千六百兩

一貳分金 九万六千八百兩

一壹分銀 三万五千六百兩

一二朱金 拾六万三千兩

一壹朱銀 拾八万七千兩

一当百錢 一万二千八百（千）兩

一三千石積船 八船

一二千五百石積同 拾二船

一千石積同 二十船

一千五百石積同 十八船

一五百石積同 二十五船

其外小船・手船・諸雜物有品数不知

右者敵敷御吟味有之候、前条之趣委細白状ニ及、且長
州家より被頼組致候次第相頭、其外鉄鉋武具類多分有
之候趣、其外国々出店手代・小者等何れも数多引合之
者有之候、右九兵衛儀茂 公儀江对シ種々不届大罰人
故、闕所之上家内十一人張附之罰与相成、九兵衛年齡
七拾八才、妻ハ七十才、悻三人、女五人右者其所ニ而
不殘御仕置ニ相成候、此度珍敷次第、右ニ付米穀直下
ケニ相成趣ニ候

五月日

備中国板倉の文通

一当十日曉前、備中国倉鋪御代官御陣家え浪人体之者

百五拾人程にて鉄炮打込、続而町家とも焼失致候付、隣国廻之御大名衆御加勢之御人数御繰出し、殊之外混雑、別人ヲ以見届ケ差遣し候得共、何れ茂恐驚近寄御儀難相成候様申来リ候

先書後全陣家之已焼失、町家無別条十日辰刻頃同所觀龍寺江引取、何れ鉄鉋銘々携、拔身之鐘其余大炮も有之、翌十一日未刻頃二倉鋪くら三里北西之方井山宝福寺与申大寺江引籠リ、此辺者府田様御在所近キニ依リ、隣国広瀬様・松山様其余府田左衛門様江御加勢ト而追々御繰出し、只今之所にて者宝福寺ヲ遠卷ニ相成候御事ニ御座候、此段申上候

大坂荒

一当十日未明過辰ノ刻より大西南烈風にて、御城内玉造口西手角御矢倉迄角矢倉之間扉吹押御城内江落込申候、其外小屋多分吹飛し申候、是亦天保山新築御台場皆海ニ引込ミ仕舞申候、尤も夕刻相鎮リ候事、右大坂表う申来ル

一大坂辺ニ天野ト申処ニ田畑有之候処、権現松近頃枯

カ、リ居候所、此節サツハリ枯果仕舞、種々風説恐入候、右者東照宮様御手植被遊候松之由、枯木ニ相成候て者名木甚々おしき御事ニ御座候

一京都近辺ニ公卿方御持之山田畑多分有之候処、近頃薩州公・細川公・阿州公・土州公御方々御家来差為登、直談ニ右地所備取、其家々之軍法ニ随ひ陣家出丸様見構多分出来、追々ニ人数繰込申候由、京都方文通ニ御座候

江戸表御触

一芸者・團物・女髮結・水茶屋・女楊やう久場・女役者之紋付候品之錦絵杯嚴重御差止ニ相成候、続而諸品も御趣意追々御触出しニも相成可申候事風節ふうせつ專ニ御座候、下々万民心配之御事ニ御座候

丙寅五月廿七日写置也

乍併前書之事者睨与治定之書録ヲ披見致、其上にて写置候二者無之、虚書之様成文言字配飯書有之候ヲ写置者也、全ク之事二者不被存候得とも、何分世上安穩不成時節ニ御座候間、諸々風説ふうせつ之事而已何卒御泰平穩之

程世々万民奉折上候

米穀案外高直、當時寄居・小川・上荒木壹駄ワ両イ糸チワノ位ヲ両天ム迄駄賃、小川ヲ壹駄イノチノ寄居トヒ位川越・熊谷・松山辺も同相庭之由

撰州一乱風聞扣

一頃者慶応貳年寅五月四日西の宮町大寺江三拾人斗相集、鐘銀人数相集凡七八百人ニ相成、近辺御頼其外共米問屋を始酒造屋共打倒申候、同五日夜兵庫湊町へ五六百人ニ相成、兵庫町江押出し候処、越前丸岡様當時固ニ付、御人数御繰出し二三人召捕、其夕ハ静ニ相成安心之所、七日之夜尚又押出三手ニ相分り、一手者丸岡様へ戰懸り、貳手者町中米屋・酒屋共押洩り、北風与申津内大家・米会所を始三十七軒相倒由、丸岡様江の取合最初柄鉄砲ニ而打出し候得共、家の屋根へ上り瓦等打付候ニ付、小筒玉込ニ而打払候所、三拾人斗リ手負出来候故、増々勢勵し三十人斗陣中へ押入、鉄砲組人数打倒候ニ付、大砲へ玉込候所江押入人数残打殺し、大砲を相倒海中へ打込候

趣也、丸岡様の手負人凡五拾斗、百性方も三拾人斗、鉄炮俵貳人者刀負腰物有之、右之内貳拾人も召捕候也、チか頃評判尔者右召捕之人数取返しニ罷向候などと言風聞茂有之、油重ヲ追々被聞合兵庫者先是迄、夫方同七日夜池田・伊丹辺江猶又相始り、大小家に不抱人数出さゞらん家者不残相潰し候との触を廻し候ニ付、米問屋・酒造や主人共わらじをはき人数懸り之方有之候由、其余丹七殿与申大家有之、是方米式拾石余りも飯尔焚出し見舞を出し、其外酒・醤油・味噌多分差出し、往来ニ而打こわし先無難ニ而、其外潰屋など追々見舞を出し候者助り、其儀無之家者町中数不知相倒し候、夫方同八日頃方大坂天満川渡し北道追々鐘をならし町中江押込来り、片初瀬方米屋・酒屋共不言相倒候、夫方又難波方壹ト手人数押出し候舟場辺上本町御城際迄相潰し候也、同十二日方米相場丸倒也、小売穀屋一切米無相成、同十五日迄商ひ丸休之由御座候、撰州一円憤立申、はぎ原・住吉辺郡山御陣屋迄御固有候よし、同所茂多人数集り郡山御陣屋江安米売出シ之儀願出候処趣、御同家

ら沙汰未相始り不申趣、尼ヶ崎御城下辺も同様の由

二御座候、右之通り二候得共御役人様方一人も無之

御出張も無之、氣俣尔相為潰候之趣二御座候、当時

大坂者在城二候ハ、一同安心致居候所、安外珍事二

而心痛不止事、第売買人無之、如何共今日事之差

支候哉と存候、大坂らの沙汰趣同五月廿七日夜内々

の風聞写候也

同廿七日之風聞二而

一長州一件一時廿日迄日延之限り御座候共、是又如何

候哉与存心痛之趣、尤薩州船北海ら多分米廻り来り

候へ共、下の関ら長州領江不残買取二相成候よし御

座候、長州一件茂急度落着等申儀茂相成申間敷候等

評判之趣二候

五月廿七日 写也

慶応三丁寅正月廿三日

御老中板倉伊賀守殿御申渡

松平美濃守

細川越中守

有馬中務太輔

松平修理太夫

松平肥前守

兼而御預ヶ被置候 三條実美公、初此度願之趣も有之

二付御預ヶ御免、当地へ御引取相成候間、得貴意右之

趣其方共ら相達し候様可被致候、尤も途中警衛人数差

添、穩便二相務候様可被致候

但し附属之者大坂着之節、同処御目附江相届ヶ差図ヲ

可請旨附属之者へ可達、右之趣相達候間、可得貴意候

事

從 御所被 仰出候趣在之候二付、長防討手暫時兵事

見合二相成候処、此度御国葬二附、一同解兵可致旨被

仰出候間、此段相達候事

正月

慶応三年卯十二月日

今度御一新大変革二付てハ為非常御手当之禁門御警固

之別藩被仰付、兵士戎服之被召入候得とも、素より干

戈ハ被為勤候御趣意二ハ毛頭無之候上、兼而御調査之

通、弥以平穩之次第二付、即今兆二解兵被 仰付候間、安堵致し産業ヲ當ミ申へく候、且町奉行所之事追々御調ニて新規御取立之一切も在之候得共、即今之処青山左京大夫・ゼ、本多主膳正・龜山ノ松平図書頭等へ市中取締之義被仰聞候間、訴訟以下每事右三藩へ申可申出候事、前文三藩ニも先飯二町奉行所へ万事取斗致し候事

伊豫大洲加藤能守・水口加藤遠江守・ソノべ小出伊勢

守・高取ノ植村駿河守・ツワノ亀井隱岐守・まつうら

ノ松浦肥前守

右六藩市中鎮撫(つ)のため見廻り之義被仰付候間心得申達し候事、右之通洛中洛外山城中へ相触申へく事

卯十二月十五日出ニて京都方参着仕候写

一公家衆三拾四軒御役御免之事

一毛利父子其外官位元通之事

一橋印御参内無之事、会印・桑印御役御免之事、二條

御城へ立籠之事、薩州・土州・尾州・越州右者此節

殿御登京ニ付御所御固メ之事、其外細川・藤堂・備

州・因州何れも藩中御所御固之事、尾州者御参内又者登城被成候て大坂へ御立退御進メ被成候よし、然処会印籠城之事、一昨日方長印先手追々入京之事、関事も増勢之事

京都・大坂・伏見大變出来

戰場処々方來狀之写

是者但し近与方之書

一近与方風聞來狀、此度大變出来仕候儀、京都方未夕書面も参り不申候得共、追々定飛脚屋方承及候、当正月三日伏見ニおるて会津様先陣ニ而御上様御出陣人数凡三万人、向勢相手者薩・土・長・芸・雲州五頭人数凡三万人、伏見ニ而大戦有之、伏見・淀城・平方・山崎四ツ所焼払大變成大戦出来仕候、追々風聞承り及候、乍去戦之模様ハ如何御座候哉、且又勝敗之儀頓下相分り不申候、關東方定而大勝利ニ可有之候得共、一切勝敗之事何共相知れ不申候、何分恐入候儀ニ御座候、右ニ付定飛脚通路相止り申候、乍去仕立便り正六狀斗ハ通路出し候、諸荷物一切通用

不仕候、右之風聞一昨日八日と相分り、当春商内向

ハ一切氣配相立不申、実ニ此度之儀ハ不容易御事

ニ御座候、江戸表市中御廻リ方嚴敷相成、五海道人

口御番所出来、先前之通り手形無之者老人も通路相

成不申、此度者裏道も一切相成不申事ニ御座候

一当七日曉七ツ時頃湯嶋切通候山家屋辺出火、式町四

角斗も類焼仕候、出火夜北風裂敷下町辺大キニ騒立、

乍併無事ニ有之一同安堵仕候、猶追々上方筋戰場打

合模様来状次第早々御注進可申上候

江戸近与正月十日出、十三日着

十二月廿七日頃会津侯押而登京之風聞ニ御座候、廿

九日薩土伏見へ追々御繰出しニ相成候事、伏見明キ

役所へ浪士数百人立籠之事、三日夕七ツ時頃伏見四ヶ

所斗火の手相見へ候処、全炮火ニて夫々追々双方打合

ニ相成、死人・怪我人沢山ニ御座候、四日・五日鳥羽・

淀炮火ニ而合戦最中ニ御座候

一三日夜京地室町出火有之、城の外大騒働ニ御座候、

敵方と附火之由召捕ニ相成候事、四日昼時頃追々御

繰出し相成候事

一先手薩州公歩行立者也

錦日月簾

仁和寺宮馬上

久我殿同

久世殿同

四条殿同

池田丹後守同

三日夜と今五日今以双方共打合最中ニ御座候、薩長ニ

て引受合戦之様子ニ御座候

右ニ付市中不穩、扱々困入申候、皆々立退支度斗致居

申候、急ニ片付候様子も相見へ不申候、荒増不取敢申

上候

京都正月五日出、同十五日入 ひら仁と来状之写

一今十日逢坂楽城之よし

京都大戦之事

慶応四年辰正月

辰正月三日七ツ半時會津・桑名様其外大名不残小鉦・

鎗・小具足にて淀口・上鳥羽・下鳥羽へ向押寄、伏見口へ三四分、六七分ハ鳥羽村、薩州・長州様鳥羽・伏見へ御固ニ相成、後陣者東福寺、長州方ハ膳寺者薩州様、四ツ塚ニハ西大路様・北條様・彦根様なり、伏見桃山御殿ニハ土州様・薩州様なり、然処両方様御応対切ニ相成候様子、会津様ハ大鉦打掛候趣、鳥羽大村不残焼失、伏見・京橋ハ淀口舟乗場上ケ下ケス其刃不残焼失、鳥羽大合戦薩州大勝利、大坂方首数三十式首、其外大将分首式ツ、夫ハ追々付込候事、また大坂方一陣ニ相固メ、四日四ツ時薩長ハ打出し、此時薩州○まけ、四番手迄不残引上ケ候処へ四番共一手ニ相成大合戦ニ相成、四ツ塚ハ八丁斗之処高橋と申処川境ニ相戦、薩州段々引陣之処へ横合ハ長州勢切出はさみ打ニ切払、大坂方不残散乱、此時両方大怪我・死人くわ分出来、早々薩長ハ俵二入、またハ俵ヲモツこふるセ、十差甘差ツ、陣所へ引取、大坂之方ハ何分引陣散乱故手廻り兼、死人・怪我人引取候事不叶、伏見・大坂口ニ馬迄捨置追々淀へ引モ、五日早朝ハ又々薩長淀へ向大鉦打掛、淀川ヲ乗込事四五十騎、此時薩長大半打卜

ラレ候得共、不構川ヲ押渡リ大合戦也、此時長薩大勝利、大坂方不残散逃致し、淀城ハ火ヲ掛ケ不申候、町家不残焼払、四日夕七ツ時御室御所御出馬、四ツ塚迄錦之簾尔日月金之合印赤地之錦之御かりきぬにて御出馬、此固土州・薩様嚴重之事也、又六日早朝ハ薩長サマ宇治へ押出し、又々宇治不残焼払、大坂方皆々散乱、方々不残打取申候趣、最早大坂城迄追々繰込候事故、追打ニ相成不申風聞也、依而京都ハ無事、一ト先皆々引上申候、尚又大津御固者彦根・阿州様・加州様なり、矢橋其外不残船止メニ相成候、瀬田橋迄嚴重之御固ニ相成、榊原サマ御家老四五百人之御勢にて御登り之処、武佐宿ハ御引返し相成候、大垣其外関事ハ飛脚にて大津ヲ通し不申候、皆々御引返し相成申候、会津様御藏大津ニ御囲米八千俵有之候、薩州様不残取上ケ焼捨と申成之処、藏元ハ段々御願ひ御封印にて御聞濟ニ相成申候、四五日比江戸ハ相登リニ相成候武兵組四五百人余石部宿ハ御引返し、田川へ向う伊賀越ニ大坂表へ御出立、其外関宿ハかぶと越追々引返し相成候、何分大坂方ハ多人数故大二怪我・死人御座候趣、

京都方ハ薩長サマ一手ニ忒三百人迄ニ段々御繰込ニ相成候哉、死人・怪我人少々有之よし、此末如何相成不申哉、実ニ諸人十方ニ暮申候、京都市中も川西者皆々家ヲメ切、一旦ハ在々へ逃退申候、右者四ツ塚方西大路表へ竹内莫次郎様御注進之写也

一此度京都方御軍勢御差向ニ相成、実ニ奉恐入候付慎ニ御沙汰相待候事ニ付、右御官勢ニ対シ決而粗略之振舞致間敷候、若右様振舞有之時者京都江対し恐入候儀者申迄モ無之、且江戸多く之人々ニ戰場之苦ミヲ受サセ候儀ニ付大不忠之至ニ候、若此旨ヲ聞入ズ御差向之御戦ニ手向致シ候者者、即之心ニ背キ即之身ニ(以下文章途絶)

辰五月十五日風聞

先日ハ旗本ら正義墜ト敷申候て、数千人上野御宮取固之要害堅固ニ閉籠リ、官軍へ対し種々意趣ヲふくミ何敷難題之押領、且又徒走之者所々在々迄徳川御冥加ト唱へ多分之金作ニ徘徊し、過日官軍方上り御宮へ御

登城御催促之所是又浪士不聞入、愈々十四日夜る市中近辺之所老幼之者立退被仰出、十五日早朝相応打合ニ相成候よし、いまた勝敗相分り不申候

横浜糸売込

六月廿八日

洋六拾三匁

一七百八拾枚 七十四ばん

一七百七拾枚 五十四ばん

一八百五拾枚 上り直段

右之通売込ニ相成候得共、一昨日アメリカ船入津有之
後不印之趣ニて拜見も無之当惑仕候、巷段直押へ可致
哉ニ奉存候、御勘考御買取御出荷可被下候

辰八月

洋六拾三匁

一八百式拾五枚 アメリカカ耆ばん

一八百式拾枚 四ばん

一七百九拾枚 七十ばん

一七百七拾枚

同

右之通売込二相成申候氣配之儀者、西三日前入船有之
凡式三十枚方も不印之模様ニ御座候間、此段御深考之
上御出荷可被下候

生糸浜相場売込

七月廿日

奥仙 洋銀六拾貳匁八分

針道 入荷なし種敷極上種五枚から上物三
浜附 枚四分下物貳枚五分

下仁田糸 八百貳拾五枚

富岡同 八百貳拾枚

前はし 七百九拾枚 洋六十貳匁六分五厘

秩父同 八百拾枚 右之通今日売込直段

上田糸 八百枚

八王子 七百八拾枚

いぎりす 右両国大合戦取合相成候事二付、今夕お
ぼろしル 直段大下落、凡百枚安見積り御座候

生糸三拾六貫目

一式千四百兩 両二十五目

一式千三百廿貳兩 同十五目

五匁八百匁

一式千貳百五拾兩 同十六目

一式千八百八拾壹兩 同十六目

八匁百八十匁

一式千百拾七匁 同十七〇

六匁四百七十匁

七月十九日

一茶大城 四拾八九枚

一江州 四拾五六枚

一勢州 四拾貳三枚

一遠州 四拾枚

一駿州 四拾枚 上之通、今日売込直段

一地廻り 三拾貳三枚

一煎海用 四拾壹枚

一千鮑 三拾壹枚

一鱧鱈 拾八九枚

一 椎茸 三拾壹枚

一 昆布 六枚五分

右之通七月廿二日夕方浜を以早便到着、川支旁々暫時

遅刻ニ相成候なから今夕髓ニ拝見仕候

一生糸九ノ目造り壹箇也、四箇ニ而壹駄相定メ入見三

拾六ノ目此度買入

三拾六貫目代金

一千八百九拾四両貳歩 両ニトス替

拾四匁壹分

一千八百四拾六両 トスワ

九匁貳分三厘

一千八百両也 イトノ

一千七百五拾六両 イ〇ワ

五匁八分五厘

一千七百拾四両 イツ

拾七匁三分八厘

一千六百七拾四両 イツワ

廿五匁壹分壹厘

一千六百三拾六両

イトチ

廿壹匁八分壹厘

一千六百両也

イ千ワ

一千五百六拾五両

イ天ノ

壹匁三分

一千五百六拾壹両三分

イ天ワ

九匁八分八厘

一千五百両也

イトマ

一千四百六拾九両

イマワ

廿三匁貳分六厘

一千四百四拾両

イワ

右之外荷造り入用相掛り申候間、御承引可被成候

右二九ノ目造り四箇、此斤貳百廿五斤也、内拾五斤凡

目切

売込正二貳百拾斤代

一千五百七拾五枚

百斤ニ付洋七百五拾枚

千六百十貳枚半

貳百十五斤

一千五百九拾六枚

同七百六十枚

| | |
|----------|-------|
| 一千二百三拾八枚 | 七百八十枚 |
| 一千六百拾七枚 | 七百七十枚 |
| 一千六百五拾九枚 | 七百九十枚 |
| 一千六百八拾枚 | 八百枚 |
| 千七百廿枚 | 貳百十五斤 |
| 一千七百壹枚 | 八百十枚 |
| 一千七百廿貳枚 | 八百廿枚 |
| 千七百六十三枚 | 貳百十五斤 |
| 一千七百四拾三枚 | 八百三十枚 |
| 一千七百六十四枚 | 八百四十枚 |
| 一千七百八十五枚 | 八百五十枚 |
| 千八百廿七枚半 | 貳百十五斤 |
| 一千八百六枚 | 八百六十枚 |
| 一千八百廿七枚 | 八百七十枚 |
| 一千八百四十八枚 | 八百八十枚 |
| 千八百九十貳枚 | 貳百十五斤 |
| 一千八百六十九枚 | 八百九十枚 |
| 一千八百九十枚 | 九百枚 |
| 千九百三十五枚 | 貳百十五斤 |

一千九百十一枚 九百十枚

千九百五十六枚半

一千九百三十貳枚 九百三十枚

千九百七十八枚

一千九百五拾三枚 九百三十枚

千九百九十九枚半

一千九百七十四枚 九百四十枚

貳千廿一枚

一千九百九十五枚 九百五十枚

貳千四百拾貳枚半



右之通り洋枚相庭相立申候間、洋銀相庭割合ヲ以取引可被下成候條申者也

三拾六ノ目代

一千四百拾壹兩三分 イワサ

八分八厘

一千三百八拾四兩貳分 イル

六匁九分壹厘

一千三百五拾八兩卷分 イルワ

十四匁四分貳厘

一千九十兩三分

天ト夕

一千三百三拾三兩卷分

イエメ

九匁五分四厘

五匁

貳百拾斤代

一千三百拾九兩

イエワ

五匁四分六厘

一千三百六拾五洋

六百五十枚替

一千貳百八拾五兩貳分

イ飛ノ

一千三百八拾六洋

六百六十枚

十匁匁八分五厘

一千四百七洋

六百七十枚

一千貳百六拾三兩

イ飛ワ

一千四百廿八洋

六百八十枚

九匁四分五厘

一千四百四拾九洋

六百九十枚

一千貳百四拾卷兩

イス

貳百拾斤代

廿貳匁七分貳厘

一千四百七十洋

七百枚

一千貳百廿兩

イスワ

一千四百九十一洋

七百十枚

廿匁三分四厘

一千五百十貳洋

七百廿枚

一千貳百兩也

天トノ

一千五百三十三洋

七百三十枚

一千百六拾卷兩卷分

天トツノ

一千五百五十四洋

七百四十枚

貳匁四分貳厘

右之通り御引合買入方為被成候

一千百廿五兩

天トイノ

元方

十八匁七分五厘

既二明治三庚午八月上旬頃、異国戦争之義ハ元来嘉永
 年中亜馬リ加国日本へ渡リ易交(マツ)之願ヲ以段々申入候所、
 其已前ト申者古ク交易取結ひ来候阿蘭陀国外国通事之
 為差許し有之外一切無之筈之治定返答之所ヲ強て申出
 シ候ハ、危しき事ニ覚悟致し、諸侯方海岸筋或ハ夫々
 密談も有之哉、然所(此後)「訳合ニ候哉、外国申通り国々
 交易致し候事ニ相成、元来亜馬利加国日本へ之初開之
 事故、何角取締リ方尚又外国中間諸運上等取上ケ居候
 事由、其後文久年中府らんス国へ其株相渡し、其儀是
 迄亜馬利加通し何事も国頭ニ御座候、右も府らんス国
 ト申ハ外国ニ於るて政事専ら強旁之国ニて、諸外国大
 体ふらんす国へ寄隨罷居候由、然所今明治三年中午六
 月下旬頃ニ至て外国中間縁談之義ニ付、殊相始り候迄
 乱種々評判区々御座候得とも(此後)而訳定之儀無之、其取
 大言之内以当ル其中(此後)□、抑府らんス国ハ小国たり共其
 威勢近国尔轟キ隣国之ヲ侮ト雖曾其時節ニ不至、然所
 今明治年中外国女帝国相談之為府らんす国方王弟縁組
 取極り、愈々決定罷在候所へふるシン国故障申出其儀
 決而相不成、今府らんす王弟入候ニハ自然其国へ引

入候手段謀全也、此ふるシント申国ハ女帝国同意之國
 ニて執事一辺之由、夫是蟻之一穴ヲ以千丈之土手ヲ如
 覆事大變、國之大乱ふるシン国へヲロシヤ國加勢、府
 らんす國へハイギリス國・イタリヤ國兩敵身方共加勢
 まし、去七月前ガ戦争相始り、ふるシン國ハ一固之國
 ニて愈々手強ク、今八月上旬之頃府らんす玉城迄乘取
 初方度々戦争之内今ニ勝利、府らんす國愈々散乱怪我
 人等數不知未タ戦争無止事、日本糸相場大井ニ下落、
 商人一同嘆息仕候、先日日本ガ御名代衆御三方外國へ
 和睦御扱ト敷申て御出船有之候由、実ニ恐入申候、何
 卒御平和奉折念候事ニ御座候
 九月中の風聞取之咄し

清酒仲間

明治申五二月度(此後)

一 舁屋喜右衛門 一 大坂屋茂右衛門

ツノ石 ツノ石

一 深田屋茂吉 一 岩井屋忠兵衛

ツノ石 天ノ石

一安戸屋政吉

一舛屋利兵衛

ツノ石

とノ石

井上蔵

一安戸屋喜助

一和泉屋孝八

ツノ

天ノ石

一安戸屋勘五郎

一太田屋伊八

イノ石

天ノ石

一碓屋金吉

一柳田平吉

ツノ石

イノ石

一和泉屋徳兵衛

一堀口元吉

イノ石

イノ石

一荻原丑次郎

一青木定八

新株

一斎藤清兵衛

一飯野要兵衛

一小山屋寅吉

一ふじ屋甚左衛門

ツノ石

一山本屋伝蔵

一安戸屋三左衛門

ツノワトノ石

イノ石

濁酒仲間

三上重左衛門事

一惣助

ト石

一搦屋唯吉

ト石

一井戸熊吉

右有株分

濁酒方揚株控

一殿間太郎右衛門

宮地寅蔵

ト石

一大ミヤ善助

ト石 安戸屋事

一上町嘉四郎

ト石

一定岸栄蔵

ト石

一搦屋仙次郎

ト石

ト石

川原庄村ワノ川原

一 綺田村エノ

林村 エワ庄
ワサ林

合杉 柚村

一 寺村マノ

醬油株

一 奥師村マノ

一 平林村天ノワト

一 搗屋唯吉

一 大坂屋五兵衛

一 鳥井平マノ

一 石塔村エノ

天ト石

ハト石

一 中之郷チワノ

一 小保 房 佐チ石

皆ノ

一 奥之池ツノワト

拾八ヶ村ニ而左久良郷申也

一 飯野要兵衛

一 増口元吉

一 左久良ワノワト

家数千五百軒余

天ト石

一 安部居ワノエト

一 柳田平吉

一 猪口定兵衛

一 中在寺八百五石五斗五升壹合

天ト石

天ト石

一 北脇村ヒノワト

一 中村久之助

一 道生吉兵衛

天ト石

天ト石

明治六年酉十月改

覚

江州蒲生郡

市原郷 高五千七百石余

一 原村見込高

一 蓮花寺エノ

一 小野村イノエト

一 野手村マノ

瓜生津 如来村 石谷村
一色村 新田村 野村
高木村 二俣村 池之脇
和南村 高津畑
右村方補崎郡ニテ郷外

北谷川郷

茨茶屋 いばら 昼谷 喜美ヶ畑

政所村 中畑村

南谷郷

居摺保 い 木和田 美の川

柏尾村 かしら 九井瀬 左目村

相谷村 あひ 高野村 山上村

九井瀬村小名

新田 切通シ 中九井瀬

鍛次谷 か 棚池 真木

太田井 都合七ツ合二而九井瀬村

一大工左官職之者共太子講杯と唱へ時々寄合致し、其

上一定之賃錢を取極候向も有之趣相聞、無礼事二候、

一体大工左官等二不限諸職人之儀ハ、一般髪結・按

摩等二至る迄上手下手に依り自然に賃錢之高下をな

し、雇人におるても其はたらきに応して其賃錢を払

事二而、しかのみならず従来之弊習ニテ諸職人銘々

のはたらき場を限り、万一其場其家へ同職之者他よ

り立入候節者故障等申掛け候向も在之、是又無礼事

二候、素より諸職人一般其業体を広なし、相応二誠

之実を勉め、其業を磨き、其相当之賃錢を取、雇主

はたらき場多分二相成候様心掛候儀勿論之事に候、

以来右体賃錢を申合せ或者働き場を限り候等心得違

無之様可致候事

一 婚嫁ハ人生之一大事なることハ今更言迄も無きこと

尔て、相応之年齡ニも成候得ハ好縁を求可申筈なり、

然二其大事といふより追々手重き事尔成往き、当時

二而ハ却て宜しからざる風俗ニ流れ、貰方尔てハ土

産金又ハ支度之多少善悪を論し、遣方二而ハ支度金

又ハ手宛与の送り方を貪り、自然容易ならざる失費

相掛り、夫れか為尔徃々男女婚嫁之期を過し、生涯

を誤のみならず、殆困苦ニ落る向も在之哉尔相聞候、

真尔流弊甚しき者といふへし、右様之弊風在之向ハ、

其土地於速尔一統之申合を定め、貧富相応質素ヲ旨

とし、人生婚嫁の大事期機ヲ不誤候様屹度心掛可申

事

一父母葬式其他法事等ハ素方一大事のことなり、然二

其一大事といふは是又自然の流弊ヲ生じ、当時ニテ

ハ親類組合等ハ勿論、一村中無謂者迄も打寄、酒合

ニ飽き甚しき者高声ニ雑談いたし忤愁傷至極の場ニ

ハ有之間敷所業無之とも難申趣相聞之、しかのミな

らす夫が為尔失費も不少重々無謂不都合の事ニ候、

自今左様之悪弊有之向者、其土地ニテ速ニ一統の申

合セヲ定め、都而身分相応丁寧を尽し人精を極メ候

取扱ひ方いたし、相互ニ其儀を務メ候様屹度心掛可

申事

右之件々毎度無洩様懇切ニ可告諭者也

明治七年一月廿九日

太政官被仰者屹度相心得へ改尔憚事なかれ

□^(掛巻)万様方聞取

一はち二さゝれ候せツ、十の字ちへさかさ二書、

手二而なせ、右の手二而いたみ所なせ候得ハ、直ニ

いたみとまり候

明治九年^(年脱之)九月生糸相場

九月七日

前はし 七百七八十枚 奥州浜付 六百六十枚

安中^(富岡) 八百枚六十枚 針道 八百枚

下仁田 八百式三十枚 奥仙田 八百式三十枚

□^(掛巻)州依田 八百三四十枚 式田 九百三四十枚

同上田 八百枚 八王子 七百三四十枚

右之通り御座候

九月十一日

一□^(掛巻)銘浜付 七百八十枚直入

売人八百数

近々手合ニ相成可申候

秩父提糸 八百六十枚直入

売人九百数

洋五十六匁七分九分^(シマ)三分五厘式分五厘毫分位迄

右之通り御座候

子九月改 式百十五斤入

洋五十六匁五分切 九百枚かへ

一千八百廿式両

壹ノ貳百五十匁

一千八百七十式兩

九百廿五枚

七ノ三百九十五匁

一千九百廿三兩

九百五十枚

三ノ五百四十匁

一千九百七十三兩

九百七十五枚

九ノ六百八十匁

一貳千貳拾四兩

千枚

五ノ八百三十匁

一貳千七十五兩

千廿五枚

壹ノ九百七十匁

一貳千百廿五兩

千五十枚

八ノ百廿五匁

一貳千百七十六兩

千七十五枚

四ノ貳百七十匁

一貳千貳百廿七兩

千百枚

四百七十匁

一貳千貳百七拾七兩

千百廿五枚

六ノ五百六十匁

一貳千三百廿八兩

千百五十枚

貳ノ七百匁

ノ右之通り御座候、御引合せ、御買入方可致候也

明治九年子十一月七日(マ)みたて

一浜付

五百七十枚ノ八百枚迄

一掛田

八百十枚

一針道

七百八十枚ノ八百枚

一奥仙

八百枚

一上州前はし

七百貳十三枚

一下仁田

七百七十八枚

一秩父上々

七百枚

一八玉寺(マ)

六百六十七枚

一甲州

七百八十枚ノ八百枚(出巻)

一甲信〇

七百〇(出巻)

一岩代真綿

貳百五十枚

一日出売鋪(マ)

百十枚ノ百三十枚

一生伝芋

六七十(マ)

一かしこ糸

百三十四十枚

一洋 五十八匁四分

青 売人

一岩代上等 三枚方式三分

買人なし

同

一並物上等 式枚式三分

五六分

一白上等 壹枚八分

壹枚

青

一米沢上等 式枚式分 壹枚八分

一信州上田上等 式枚式分 壹枚八分

一上武上等 式枚四五分

壹枚五六分

一並物 壹枚式三分

壹枚迄

右之成行ニ而少々取引ニ相成候得共、今日頃者鳥度鳥度買見廻り杯ト申居候間、売人者当惑候

一御手印之義何れにも相手有之次第、情々売払方可仕

心得御座候間、此段不悪御承引被成下候、行末氣配引立可申見込者自今更ニ相立不申、実ニ大当惑之次第
第二御座候

上原四郎右衛門

忠二郎 外ニ善七

一種紙も一□^{山紙}リ、其方者夫々成行ニ而伊太利亜も買始候様子ニ御座候得共、元方売人方ニ而も待兼候処、望人売氣立終ニ者セリ込、今日之氣勢ニ而者又々不印、凡成行右之通り

子十一月四日夜出

一八王寺・四日市・堤天トマ方天トワ出来地遣行矢張

同直段天トマ

先月廿八日市天トイ^{口紙} 但馬糸イノトワ円

同十一日秩父糸相庭

天ト^イイス^イ立廻リ居候

子十一月九日英三拾番異人直入七百十枚ニ見本斗、

十日文兵衛浜行出張、右八勺内三勺宜申式勺下三勺

平均六百六十枚、又々掛会六百七十枚売捌キ、外商

館ハ追々不申、浅草吉野先生吉凶相伺被下、掛田五

百八十円之処、当事大下落四百円相成候、八王寺糸商人身代限り者十人之内九人有之、本月八日神奈川宿七八百軒焼失、浜表十一日又々三十枚下落相成候、入荷多分種紙上式枚五六分、下巻枚七八分、洋五十九匁、近与事風（ウツ）枚也

十一月十二日出

〔裏表紙〕
大宮町

升屋

利兵衛